

国民年金保険料の納付が困難なときは免除制度の手続きを！

免除申請の対象になる人は



本人、本人の配偶者、世帯主の3人全員が次の項目に該当することが必要です。

- ① 前年所得が少ない人
前年所得などの定められた基準以下に該当することが必要です。
下の表を参考にしてください。
- ② 失業等で保険料を納付することが困難な人
前年所得があっても、現在失業中である人
- ③ 障害者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人

● 免除となる所得の目安

世帯員数	全額免除 若年者猶予	4分の3 免除	半額免除	4分の1 免除
標準4人世帯 (夫婦2人/子の1人は 16歳以上23歳未満)	万円 162	万円 217	万円 257	万円 297
2人(夫婦のみ)	92	116	156	196
1人(単身世帯)	57	78	118	158

なお、免除の継続審査希望者で承認された方は、手続きは不要です。

次の方は継続が適用されないため、平成21年7月以降に免除手続きを再度お願いします。

- ア、失業等の理由により全額免除または納付猶予された方
- イ、半額免除に承認された方
- ウ、免除が却下された方

手続きは簡単！

➡ 市役所で免除申請書に必要事項を記入するだけで済みます。

◎ 手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 認印(本人署名の場合は不要)
- ③ 21年1月1日以降に転入された方は、所得証明書または源泉徴収票か確定申告書の写し
平成21年7月～平成22年6月の免除の場合「平成20年中の所得の証明」が必要です。
- ④ 失業などを理由とする場合は次のいずれか
 - ア、雇用保険被保険者離職票
 - イ、雇用保険受給資格者証
 - ウ、貸付決定通知書(離職者支援資金の貸付を受けた場合)

問い合わせ先 市国保年金課年金担当 ☎ 72-2111 内線 423

若年者納付猶予制度

20歳代の若い人が、所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合には、保険料免除対象とはなりません。

この「若年者納付猶予制度」では、30歳未満の人で本人および本人の配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料が猶予されます。

● 若年者納付猶予制度の対象となる所得の目安

	平成 21 年度基準
配偶者・子 2 を扶養	162 万円
配偶者のみ扶養	92 万円
扶 養 な し	57 万円

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（子のある妻または子）の方は遺族基礎年金を受けることができます。
 ※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、もしくは事故の直前の 1 年間に保険料の未納がないことが必要です。

年金に関する電話でのご相談

ねんきんダイヤル

0570-05-1165

※ IP 電話・PHS からは、「03-6700-1165」にお電話ください。

〈受付時間〉

月～金曜日 午前 8:30 ～午後 5:15 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後 7:00 まで受付

第 2 土曜日 午前 9:30 ～午後 4:00 祝日及び 12 月 29 日～ 1 月 3 日はご利用いただけません。

※おかけ間違いにご注意ください。

※通話料金は、一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

社会保険庁ホームページ(右図参照)から、ユーザー ID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

※社会保険庁ホームページでも「ねんきん定期便」に関する Q&A を掲載しております。

